

別表第1（第3条関係）

級別標準職務表

イ 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
7 級	局長、次長の職務
6 級	課長、主幹の職務
5 級	課長補佐、副主幹の職務
4 級	係長若しくは主査又はこれに相当する職務
3 級	主査補又はこれらに相当する職務
2 級	主任主事又は主任技師又はこれに相当する職務
1 級	主事又は技師又はこれに相当する職務

別表第2（第4条関係）

級別資格基準表

イ 行政職給料表級別資格基準表

試験	学歴免許等	職務の級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	
正規の試験	上 級	大学卒		4	4	2
			0	4	8	10
	中 級	短大卒		6	4	2
			0	6	10	12
	初 級	高校卒		9	4	2
			0	9	13	15

別表第3（第5条関係）

学歴免許等資格区分表

基準学歴区分	学歴区分	学歴免許等の資格
1 大学卒	1 博士課程修了	(1) 学校教育法による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	2 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	3 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	4 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	5 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	6 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修学年限4年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	1 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	2 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業

		<p>又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了</p> <p>(2) 学校教育法による高等専門学校の卒業</p> <p>(3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(4) 航空保安大学校本科の卒業</p> <p>(5) 海上保安大学校本科の修業年限2年の課程の卒業</p> <p>(6) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格</p>
	3 短大1卒	<p>(1) 海上保安大学校本科の修業年限1年の課程の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格</p>
3 高校卒	1 高校専攻科卒	<p>(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格</p>
	2 高校3卒	<p>(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格</p>
	3 高校2卒	<p>(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格</p>
4 中学卒	中学卒	<p>(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了</p> <p>(2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格</p>

別表第4（第6条関係）

経験年数換算表

経	歴	換算率
国家公務員、地方公務員又は公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100/100 以下
	その他の期間	80/100 以下(組合内の他の職員との均衡を著しく失する場合は 100/100 以下)
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100 以下
	その他の期間	80/100 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間 (正規の修学年数内の期間に限る。)		100/100 以下
その他の期間	特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	100/100 以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	50/100 以下 (組合内の他の職員との均衡を著しく失する場合は 80/100 以下)
	その他の期間	25/100 以下 (組合内の他の職員との均衡を著しく失する場合は 50/100 以下)

## 別表第5（第7条関係）

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基礎学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+ 5年	+ 7年	+ 9年	+ 12年
修士課程修了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
専門職学位課程終了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
大学6卒	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
大学専攻科卒	17年	+ 1年	+ 3年	+ 5年	+ 8年
大学4卒	16年		+ 2年	+ 4年	+ 7年
短大3卒	15年	- 1年	+ 1年	+ 3年	+ 6年
短大2卒	14年	- 2年		+ 2年	+ 5年
短大1卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
高校専攻科卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
高校3卒	12年	- 4年	- 2年		+ 3年
高校2卒	11年	- 5年	- 3年	- 1年	+ 2年
中学卒	9年	- 7年	- 5年	- 3年	

別表第6（第11条関係）

初任給基準表

イ 行政職給料表初任給基準表

職種	試験		学歴免許等	初任級
一般職員	正規の試験	上級		1級29号給
		中級		1級19号給
		初級		1級9号給

別表第7（第43条関係）

休職期間等換算表

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3 / 3 以下
印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第2号）第12条に規定する介護休暇の期間	
派遣職員の派遣の期間	
大学院修学休業の期間	
印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第5号）第10条に規定するあらかじめ管理者の定める休暇の期間	
専従休職の有効期間	2 / 3 以下
法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇の期間（通勤による負傷又は疾病にかかるものを除く。）	1 / 3 以下 （ただし、結核性疾患によるもの にあつては、1 / 2 以下）
法第28条第2項第2号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3 / 3 以下

備考 派遣職員に関するこの表の適用については、派遣先の業務を公務と見なす。

## 別表第8（第22条関係）

## 昇格時号給対応表

## イ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	2	2	1	1
11	1	1	3	3	1	1
12	1	1	4	4	1	1
13	1	1	5	5	1	1
14	1	1	6	6	2	2
15	1	1	7	7	3	3
16	1	1	8	8	4	4
17	1	1	9	9	5	5
18	1	1	10	10	6	6
19	1	1	11	11	7	7
20	1	1	12	12	8	8
21	1	1	13	13	9	9
22	1	1	14	14	10	10
23	1	1	15	15	11	11
24	1	1	16	16	12	12
25	1	1	17	17	13	13
26	1	1	18	18	14	14



27	1	1	19	19	15	15
28	1	1	20	20	16	16
29	1	1	21	21	17	17
30	2	1	22	22	18	18
31	3	1	23	23	19	19
32	4	1	24	24	20	20
33	5	1	25	25	21	21
34	6	1	26	26	21	22
35	7	1	27	27	22	23
36	8	1	28	28	22	24
37	9	1	29	29	23	25
38	10	2	30	30	23	25
39	11	3	31	31	24	26
40	12	4	32	32	24	26
41	13	5	33	33	25	27
42	14	6	34	34	25	27
43	15	7	35	35	26	28
44	16	8	36	36	26	28
45	17	9	37	37	27	28
46	18	10	38	38	27	28
47	19	11	39	39	28	28
48	20	12	40	40	28	29
49	21	13	41	41	29	29
50	22	14	42	41	29	29
51	23	15	43	42	29	29
52	24	16	44	42	29	29
53	25	17	45	43	30	30
54	26	18	46	43	30	30
55	27	19	47	44	30	30
56	28	20	48	44	30	30

57	29	21	49	45	31	30
58	30	22	50	45	31	31
59	31	23	51	46	31	31
60	32	24	52	46	31	31
61	33	25	53	47	31	31
62	34	26	54	47	31	
63	35	27	55	48	31	
64	36	28	56	48	31	
65	37	29	57	49	31	
66	38	30	58	49	31	
67	39	31	59	50	31	
68	40	32	60	50	32	
69	41	33	61	50	32	
70	42	34	62	50	32	
71	43	35	63	50	32	
72	44	36	64	50	32	
73	45	37	65	50	32	
74	46	38	66	50	32	
75	47	39	67	50	32	
76	48	40	68	50	32	
77	49	41	68	51	32	
78	50	42	68	51	32	
79	51	43	68	51	32	
80	52	44	68	51	32	
81	53	45	69	51	33	
82	54	45	69	51	33	
83	55	45	69	51	34	
84	56	46	69	51	34	
85	57	46	69	51	35	
86	58	46	70	51		

87	59	47	70	51		
88	60	47	70	51		
89	61	47	71	52		
90	61	48	72	52		
91	62	48	73	52		
92	62	48	74	52		
93	63	49	75	53		
94	63	49	76			
95	64	49	77			
96	64	50	78			
97	65	50	79			
98	65	50				
99	66	51				
100	66	51				
101	67	51				
102	67					
103	68					
104	68					
105	69					